

# 第7章 農業構想の推進体制

## 7.1 構想推進に向け各主体に期待される役割

本構想の推進による将来像の実現には、農業者・農業関係団体・事業者・市民・関係行政機関（国・県・市）が本構想の描く目標に向かって一体性を保ちながら、それぞれの役割を担い、主体的に取り組むことが望まれます。

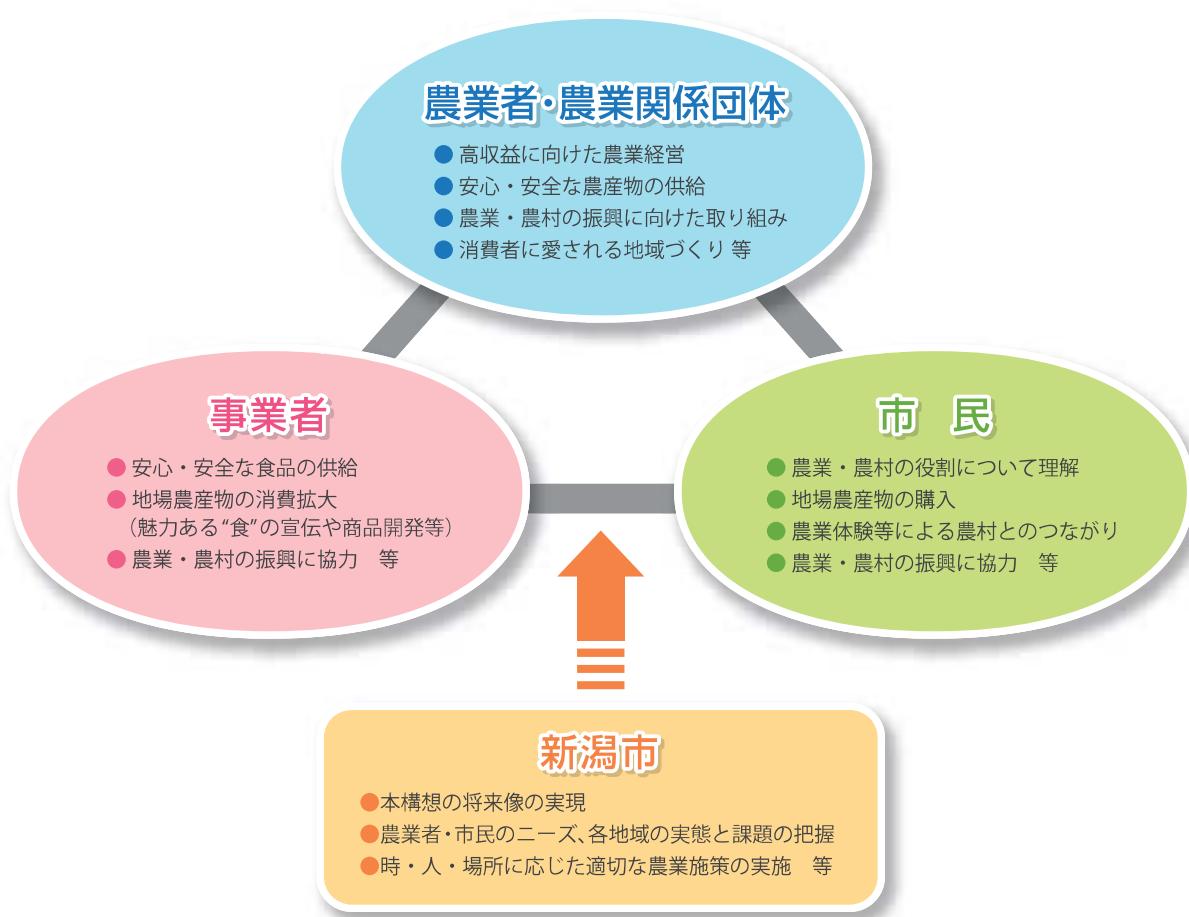


図 46 各主体の役割

## 1 農業者・農業関係団体に期待される役割

農業者及び農協・土地改良区等の農業関係団体は、高収益に向けた農業経営の効率的な改善はもとより、本市をはじめ国内外に安心・安全な農産物を安定供給することが期待されます。また、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し、自然環境との共生、環境保全型農業、農業・農村が持つ多面的機能の更なる発揮など、本市の農業及び農村の振興に向けた取組を進め、本市を訪れる人々や消費者に長く愛される地域づくりに協力することが期待されます。

### 《具体的な役割》

- 安全に配慮した生産方式の導入、担い手の多様な能力発揮、消費者との交流促進など、農業者自らの創意・工夫による経営改善と消費者の安心と信頼のもとに支持される地域農業の確立
- 農畜産業や食品関連産業から発生する有機性資源の活用や、環境保全型農業の推進による環境負荷の低減
- 農業の営みによって維持されてきた農地、農業水利施設、環境・景観、農村文化を地域、農業団体、市民ボランティア等との協働により保全・継承
- 集落自治活動への参加・協力により、子どもから高齢者までが暮らしやすく、都市と農村が活発に交流する魅力ある田園環境の創出
- 多様な担い手が活躍できる生産体制づくりや、農業者が効果的・効率的かつ高収益な営農を実現するための経営の複合化や多角化・起業など、時代に即応した支援
- 生産性の高い農業を支える農業生産基盤の整備、農業水利施設の適切な機能更新、長寿命化を図る適切な施設の維持管理、地域環境と景観に配慮した施設整備の促進

## 2 事業者に期待される役割

食品関連産業などの事業者は、安心で安全な食品を消費者に供給するとともに、地場農産物の消費拡大に向け、魅力ある「食」の宣伝や商品開発を進め、消費者が安心できる食の供給体制を構築するなど、事業活動において本市の農業及び農村の振興に協力することが期待されます。

### 《具体的な役割》

- 生産者との連携強化のもと、地場農産物を利用した「食」の開発や宣伝による本市の農産物の利用拡大
- 消費者が安心して食品を購入できる仕組みの構築に向け、食品の製造・流通・販売に関する安全基準の遵守など、企業の個々のモラルの維持と相互の連携強化
- 有機性資源の利用促進、ゼロエミッション達成に向けた技術開発や活用など、環境を重視した資源循環システムづくりや産業構造構築への参加・協力

### 3 市民に期待される役割

市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深め、地場農産物の購入や、農業・農村体験、自然学習、環境保全活動への参加などにより都市と農村とのつながりを強め、本市の農業及び農村の振興に協力することが期待されます。

#### 《具体的な役割》

- 本市の農業が、新鮮・安心・安全でおいしい農産物を提供するだけでなく、国土・環境の保全など多面的な機能を発揮していることの認識と、本市の農産物の優先的な購入など地産地消の主役
- 栄養及び食料自給率の問題など「食」に関する様々な知識や「食」を選択する力の習得、環境に配慮した消費行動の選択
- 本市の「農」が有する豊かさを次世代へと引き継いでいくための農作業や農村文化伝承、田園の地域資源保全管理の協働活動への積極的な参加

### 4 市の役割

市は、将来像の実現に向けて、自然的、経済的、社会的諸条件や農業者・市民のニーズ、各地域の実態と課題を的確に把握し、農業者や農業関係団体、市民、事業者、高等教育機関など、多様な主体と協働・連携を図りながら、時・人・場所に応じた適切な農業施策を着実に実施していきます。

#### 《具体的な役割》

- 食料、農業及び農村に関して、国・県との適切な役割分担のもとに、市農業の進むべき方向の提示と、農業生産基盤全般にわたる総合的な施策の実施
- 農業者や農業関係団体、企業等の生産活動への支援や、市民が主体的に取り組む地域活動に対する支援
- 食料、農業及び農村に関する市民の理解を深めるための、農業関係団体等との協力による情報の提供

## 7.2 推進体制と進行管理

### (1) 推進体制

行政はもとより、農業者や農業関係団体、さらに農産物の流通、加工、販売、消費に関係する市民や企業など、さまざまな主体の役割分担と協働・連携による取組を進めながら本構想を推進します。

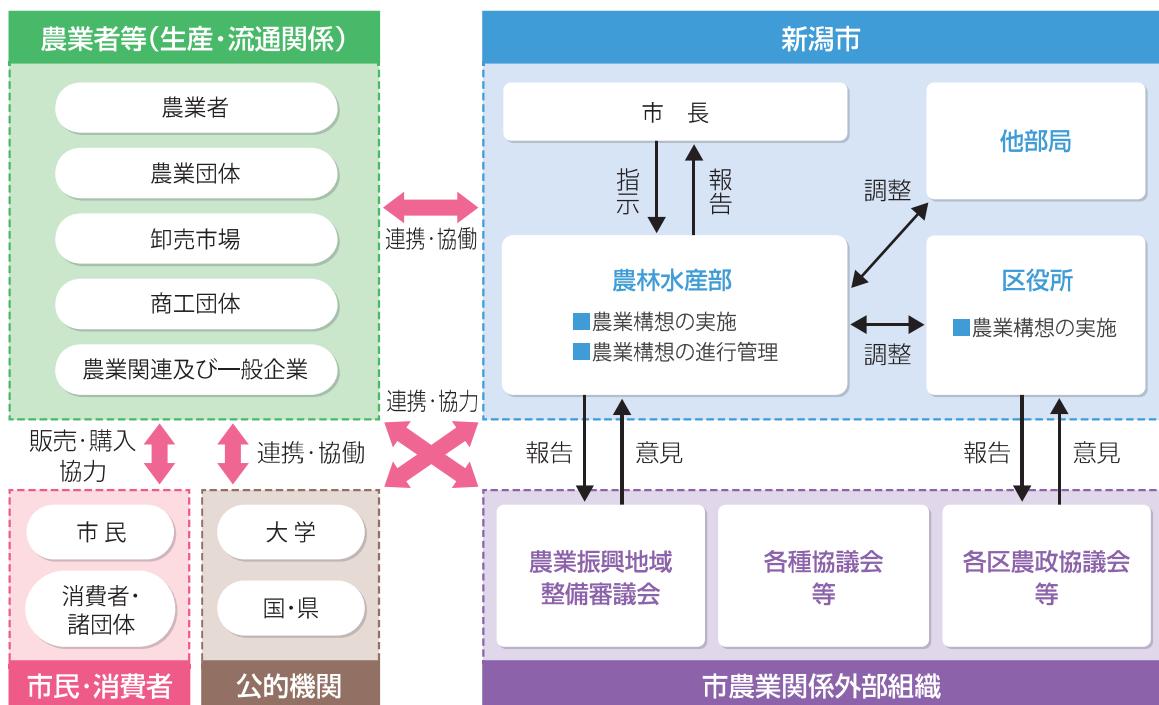


図 47 本構想の推進体制

#### ①農業振興地域整備審議会

本構想の策定又は変更、農業及び農村に関する重要な決定、施策の推進等について調査・審議する附属機関です。審議会は市から本構想の進捗について報告を受け、市は意見をもらいます。

#### ②各種協議会等

担い手支援、水田農業、農業生産基盤の整備、食育・花育など施策分野別に設置されている協議会等です。個別事項に関する調整等を行います。

#### ③各区農政協議会等

地域毎の事項について、各区役所より農政協議会に報告し、意見をもらいます。

## （2）進行管理

本構想の進捗などを定期的に把握・評価し、着実に推進していくための進行管理を行います。

本構想の進捗・達成状況については、第5章の「評価指標」の目標達成状況を毎年度把握し、農業振興地域整備審議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて数値等を公表し、農業者や市民が本構想の進捗状況を把握できる仕組みとします。

また、具体的な取組（事業）の進捗については、毎年、施策進行管理評価書等を用い把握・評価を行うとともに、農業振興地域整備審議会や各区農政協議会からの意見等などをふまえ具体的な取組（事業）の改善・見直し、事業への反映を行います。

計画期間開始後3年を目途に本構想の中間見直しを行い、本市農業・農村を取り巻く社会経済状況の変化に応じた施策について適宜検討します。

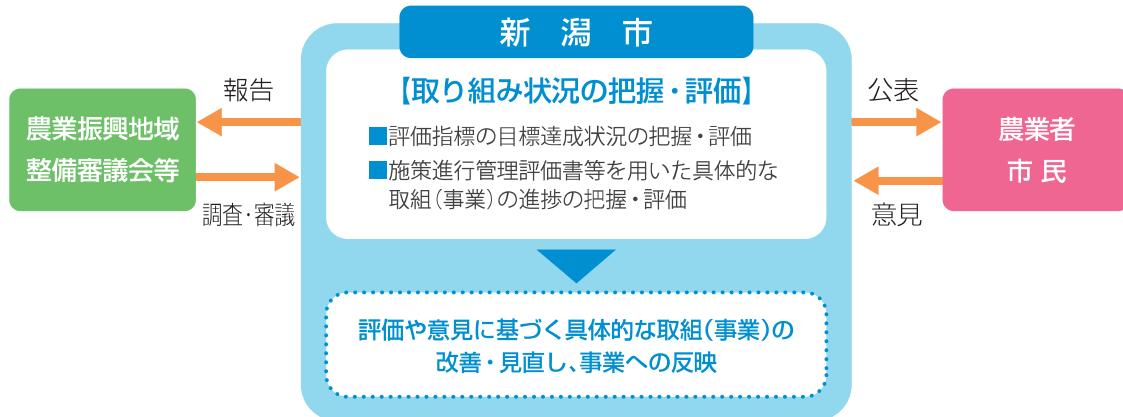


図48 本構想の進行管理